

資料 6

会 議 録 （ 写 ）

会 議 の 名 称	第 4 回 行 田 市 資 源 リ サ イ ク ル 審 議 会	
開 催 日 時	令 和 3 年 8 月 3 日 （ 火 ） 開 会 ： 午 前 9 時 3 0 分 閉 会 ： 午 後 0 時 1 0 分	
開 催 場 所	行 田 市 商 工 セ ン タ ー 4 0 1 研 修 室	
出 席 者 （ 委 員 ） 氏 名	田 尻 要 委 員 （ 会 長 ） 小 暮 福 三 委 員 （ 副 会 長 ） 高 橋 弘 行 委 員 木 村 博 委 員 小 林 亘 委 員 中 村 洋 子 委 員 小 卷 政 史 委 員 石 郷 岡 ヨ シ 江 委 員 河 辺 孝 幸 委 員 今 井 剛 史 委 員 中 村 博 行 委 員 以上 1 1 名	
欠 席 者 （ 委 員 ） 氏 名	な し	
事 務 局	環 境 経 済 部 ： 江 森 部 長 金 子 副 参 事 環 境 課 ： 細 谷 課 長 野 中 主 幹 寺 田 主 査 石 渡 主 査	
会 議 内 容	・ 行 田 市 一 般 廃 棄 物 （ ご み ） 処 理 基 本 計 画 の 改 定 に つ い て ・ 剪 定 枝 の 取 扱 い に つ い て	
会 議 資 料	・ 次 第 ・ 資 料 行 田 市 一 般 廃 棄 物 （ ご み ） 処 理 基 本 計 画 （ 改 定 素 案 ）	
そ の 他 必 要 事 項	傍 聴 人 7 名	
会 議 録 の 確 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 氏 名
	令 和 3 年 8 月 2 3 日	田 尻 要

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
司 会 議 長 事務局 議 長 高橋委員	１．開会 ３月３１日付けで商工会議所推薦の南川直幸氏が辞任し、改めて商工会議所の推薦により小巻政史氏を委員に委嘱した旨の報告 ２．あいさつ それでは、これより、「議題」の審議に移ります。 議長につきましては、審議会設置条例第６条第２項の規定により、田尻会長にお願いいたします。 それでは、しばらくの間、議長の職を務めさせていただきます。 議事進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。 ３．議題 ・行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について それでは、本日の議題の審議に入らせていただきます。はじめに、本審議会への諮問事項であります「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」、事務局から説明をお願いします。 「資料 行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定素案）」により説明 以上で説明は終わりました。 ただいまの説明でもありましたが、この改定素案は基本構想との整合を図ったものとなっておりますので、その点をご承知おきいただきたいと存じます。また、剪定枝の取扱いについては次の議題としておりますので、それを除いた部分で何かご意見、ご質問等ございますか。 ２２ページ、【３－４ ごみ処理の実績】の本文９行目、「４２トン（０．１％）増加」となっているのは「４２トン（０．１％）」

	減少」が正しいと思いますがいかかでしょうか。
事務局	こちらは委員ご指摘のとおり「４２トン（０．１％）減少」が正しいものですので、修正いたします。 ただ、令和２年度の数値は資料にもありますとおり、確定値が出るのは１１月の見込みですので、その際に再度修正がある可能性があることをご承知おきください。
高橋委員	ごみの総排出量は市の施策につながってくることなので、表記は正確にお願いします。
議 長	ここは「４２トン（０．１％）減少」に修正するということがございます。 他にございますか。
中村博行委員	西暦と和暦を併記しているところとしていないところがあるのはなぜですか。
事務局	２ページ、【１－３ 計画期間】のところで西暦を併記しておりますが、公的な機関では原則として和暦を使用しておりますので、本計画においても基本的に和暦で表記しております。
中村博行委員	世界は西暦で動いているので、全部とは言いませんが重要なところは西暦表記を併記していただければと思います。他の委員の方はどうお考えですか。
議 長	意見がないようですので、この件については事務局の方で適切な表記を検討していただければと思います。
高橋委員	いくつかあるので順番に申し上げます。 まず１点目、プラスチック資源循環法が制定されましたが、最

終的にいつ具体的な方向性が示されるのですか。当面の間、プラスチック類は焼却による熱回収を行うという説明でしたが、施設の建設に支障が出るようなことはありませんか。

次に２点目、先ほどプラスチックの資源化量を約９００トンと説明していましたが、施設稼働年度におけるプラスチックごみの総量は推計で１，８８１トンと聞いています。この差異はどういうことですか。

次に３点目、２２ページの【表３－２　ごみ総排出量の推移】に関連した質問ですが、現在、鴻巣市吹上地域の燃やせるごみは小針クリーンセンターで焼却処理しています。ですが、新しいごみ処理施設は羽生市と共同整備するということですので、新施設稼働後は吹上地域の燃やせるごみを処理しないという認識で良いですか。

次に４点目、同じく【表３－２】を見ると、生活系ごみのうち粗大ごみ量の排出量が大幅に増えていますが、この理由は何ですか。

次に５点目、同じく【表３－２】で、集団回収量が大幅に減ってきている理由を伺います。

次に６点目、２５ページの【表３－４　ごみ総排出量及び資源化状況】の推移を見ると、「資源化量」の中に「金属類」という区分があります。市が収集する資源物のうち、缶類を指しているということで良いですか。

次に７点目、２８ページの【表３－９　焼却灰量の推移（小針クリーンセンター）】を見ると、注釈で「焼却灰量には鴻巣市（吹上地域）分を含む」とありますが、行田市単独での量は出せないのですか。

次に８点目、３０ページの本文７行目、「民間処理業者に処理委託している資源回収量は」とありますが、どういう処理委託をしているのか、金額を示してください。

次に９点目、３２ページの【（５）ごみ処理経費の推移】のところで、一人当たりの経費について、行田市と埼玉県の経費を比

事務局	較していますが、県に比べて行田市では経費が抑えられていますし、変動幅も小さいようです。この理由を示してください。 次に１０点目、３８ページの【４－２ 人口の将来予測】のところで、令和１８年度までの人口を示していますが、新たなごみ処理施設の稼働開始目標年度が令和９年度、標準的な運営期間が２０年ということであれば、人口の予測値は運営期間の２０年間をカバーしたものとすべきだと思います。「行田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」には、国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計値と日本創生会議準拠の推計値がそれぞれ２０６０年まで示されていますので、それを用いて予測値を入れるべきではないですか。 最後に１１点目、剪定枝については重要なことですので、課題として取り上げるべきだと思います。３４ページの【３－８ ごみ処理の課題】や４８ページ、【５－４ その他必要と考えられる取組み】のいずれにも掲載されていません。 順次お答え申し上げます。 まず１点目、プラスチックの資源化につきましては、６月に法律が成立したところです。今後、秋口に政令・省令の骨子が示され、法律が施行される来年４月以降、具体的な取組みが始まると認識しています。 国の交付金を活用して施設整備する予定ですが、前提となる地域計画を今年提出する予定です。これに関しては、今年度については従前どおりの取扱いと説明を受けておりますので、今年度地域計画を提出できれば、これまでどおりの取扱いで受けていただけるという認識です。国の方針としては、来年４月以降、プラスチックの資源化について段階的に条件が付されていくと考えております。 次に２点目の、プラスチック製容器包装の総排出量と資源化量が違うということについてですが、総排出量１８８１トンのうち、リサイクルできるきれいなプラスチック製容器包装と、リサ
-----	---

イクルできない汚れたプラスチック製容器がおよそ半々であると試算しております。現行計画ではきれいなプラスチック製容器包装のみ、およそ900トンを経済資源化し、汚れたプラスチック製容器包装は可燃ごみとして焼却する予定だったということです。今回、プラスチック製容器包装は全量焼却に回し、熱回収することとした一方、現行計画で焼却することとしていた剪定枝およそ900トンを経済資源化することとしており、現行計画と改定案でごみ総排出量がほぼ変わらないということです。

次に3点目、吹上地域の燃やせるごみについては今回整備する施設での処理の対象外ですので、基本的に新施設で処理する予定はありません。

ただし、施設整備の時期は鴻巣市よりも本市の方が早くなる可能性が高いので、過渡期の運用としては、県内の市町村間で締結している相互支援協定に基づき、余力があれば一部処理を請け負う可能性はあります。

次に4点目、生活系ごみのうち粗大ごみ量の排出量が増えている理由ですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴って在宅時間が増えており、家庭内で片付けなどを行った際のごみが増えているのではないかと考えられます。

次に5点目、集団回収量が減ってきている理由ですが、漸減しているのは子どもの数が減少してきていることに伴い、学校で回収される量が減少しているためと考えられます。令和2年度に著しく減っているのは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い集団回収が中止となっていることが関係していると考えられます。

次に6点目、資源化量の区分にある「金属類」が指すものについてですが、市が資源物として一般家庭から収集するアルミ缶とスチール缶の数量を合わせた数値です。なぜこういう表記かというと、実態調査の項目が「金属類」となっているためです。

次に7点目、焼却灰量に吹上地域分を含む理由でございますが、クリーンセンターでは吹上地域の燃やせるごみも受け入れており、焼却後の灰は吹上地域分を分けることができず、実測値と

して吹上地域分を含めたものしか把握していないためです。人口で按分することはできますが、正確な数値かどうか検証できないため、按分は行っておりません。

次に８点目、３０ページ（３）燃やせないごみと粗大ごみの年間処理量及び資源回収量の推移の本文７行目、「民間処理業者に処理委託している資源回収量」という表記についてですが、粗大ごみ処理場では資源物を業者に直接売り渡しており、処理委託は行っておりませんので、「民間処理業者に処理委託している」という部分は削除いたします。

次に９点目、本市のごみ処理経費が県に比べて抑えられている理由についてですが、本市においては、比較的費用がかかるプラスチック製容器包装を資源物に区分していないことに加え、ごみ処理施設の稼働後かなりの年数が経過し、建設費用の償還が終わっています。最低限の維持管理費用しかかかっていないことから、一人当たりの経費が抑えられているという認識でございます。

次に１０点目、人口の将来予想について、新施設稼働後２０年間に記載すべきということについてですが、本計画が令和１８年度までの計画であることから、計画年度に合わせた表となっております。

なお、施設規模の算定は、施設整備基本計画の中で稼働期間における数値を用いて予想することになりますが、人口は一貫して減少傾向ですので、処理量が最大値となる稼働年度（令和９年度）の数値をもとに算出することとなります。

最後に１１点目、剪定枝を課題として取り上げるべきということについてですが、【３－８ ごみ処理の課題】においてごみの減量化及び資源化を挙げ、それを受けて【３－９ ごみ処理の方向性】の中で、ごみの減量と資源化のために今後取り組むべきものとして剪定枝の資源化を挙げるという整理をしております。ご意見があれば、反映できるものについては反映していきます。

高橋委員	それでは４つ、意見と質問を述べさせていただきます。 まず１点目、プラスチック資源循環法が来年４月から施行されます。行田市が国に申請する地域計画ではプラスチック類は焼却するという内容になると思いますが、申請内容の変更を迫られるようであれば焼却炉の大きさにも影響するので、そういったことはないのかを確認しておきたいと思います。 次に２点目、粗大ごみが増えているのは新型コロナウイルス感染拡大によるものだという説明がありましたが、粗大ごみ処理施設の施設規模についてどのように考えているか伺います。 次に３点目、経費の件についてですが、市民はできるだけ負担を軽く、費用を安くするよう望んでいますから、それらを最低限に抑えられるように努力していただきたいと思います。 最後に４点目、将来人口の予測はやはり新施設稼働期間中の２０年間で捉えていただきたいと思います。
事務局	まず１点目、プラスチック資源循環法についてですが、先だって環境省から都道府県に対し説明がありました。国は今後、プラスチックの分別収集実施を施設整備交付金の要件にしていく方向で調整を進めていますが、プラスチック資源循環法の施行期日（令和４年４月１日）よりも前に環境大臣に送付された地域計画に基づく事業を行う場合は除かれることとなっています。従いまして、今年度中に地域計画を提出した場合はこの要件に該当しないということになります。このような過渡期であるため、今我々が作成を進めている地域計画は今の方針で提出できるものと考えております。 なお、今はプラスチックを資源化するという方向性だけが示されており、プラスチック製容器包装を具体的にどう分けてどこに持っていけばどういうルートで資源化できるかということが示されておりません。そういったことが明らかになった段階で、市としての方向性を再度検討する時期が来るものと考えております。

	次に、２点目の粗大ごみ処理施設の施設規模についてですが、粗大ごみの排出量は新型コロナウイルス感染症が収束すれば少なくなっていくものと考えております。排出量の予測値につきましては今後、施設整備の検討を進める中で算出を行います。 次に３点目、経費の件についてですが、今進めている羽生市との共同整備こそが市民負担を減らす一番の策であると考えております。「行田市ごみ処理基本構想」の中では、広域処理をした場合は単独処理の場合と比較して、整備費及び２０年間の運営費を合わせて約３８億円削減できると試算しております。また、なるべく市民の手間をかけずにリサイクルをするという観点から、剪定枝を直接搬入に限っております。 最後に４点目、将来人口の予測についてですが、ごみ処理施設というのは、稼働期間における最大処理量を処理できる施設でなければなりません。人口と処理量は概ね比例し、人口は初年度以降一貫して減っていくわけですから、施設規模の算定は人口が最大値となり、処理量のピークとなる初年度に合わせたものとする必要があります。
高橋委員	プラスチックの一括回収及び資源化が国の方針として示されているのだから、資源化を検討すべきだと思います。
中村博行委員	加須市は、国の方針が変わる前から一貫して市民に分別と資源化を求めています。世界の潮流とも合致することですし、国の方針が決まっているのであればなおさら、分別と資源化を進めるべきだと思います。
事務局	なぜプラスチックの資源化を行わないかについてですが、市民負担に見合った成果が得られるか疑問なので、当面の間は焼却処理をするということです。 プラスチック製容器包装を資源化に区分した場合、分別区分を増やして市民の方に汚れを落とすよう求めることになりますの

	で、市民の方の手間が増えます。このようにして集められたプラスチック製容器包装ですが、選別を機械で行えないため、資源化施設の中にプラスチックの分別工程を作り、選別を行う人間をベルトコンベアの両脇に配置しなければなりません。その結果、約 900 トンのきれいなプラスチック製容器包装が選別されますが、せっかく選別してもきれいなプラスチックの中でマテリアルリサイクルができるのはわずか 2 割弱で、手間と費用をかけたにもかかわらず、きれいなプラスチック製容器包装の約 6 割は結局焼却されてしまいます。 その他プラスチックについても、最近では輸入禁止措置を取る国が相次いでおり、今後の引取先の保証がない中で、今、市民に手間や費用負担を求めてまでやる必要があるのか疑問です。市はリサイクルを推進する立場ですので、市民負担に見合ったものであればやるべきと考えますが、現時点では手間とお金をかけてまでやる意味があるとは思えません。プラスチックを資源化する革新的な技術ができたり、マテリアルリサイクルのルートが確立したりするまでの間は、焼却して熱回収を行うことが適切ではないかと考えております。
中村博行委員	事務局の方針はわかりました。ですが、きちんと説明すれば市民は分別に協力してくれると思います。加須市では、最初は市民の反対に遭ったそうですが、市長はあきらめずにリサイクルを推進したそうです。加須市を見習い、お金をかけてでもリサイクルすべきだと思います。
事務局	ここで、費用負担について説明させていただきます。 事務局では、プラスチック製容器包装の中間処理に係る費用はトン当たり約 55,000 円を見込んでおります。これに処理量 900 トンを乗じると、年間で約 4,950 万円となります。プラスチック類を一括回収する場合、選別に係る費用はプラスチック製容器包装だけを資源化する場合よりも高額になると事務局

高橋委員	では考えております。 39ページ、【4－3 減量目標】に3つ目標が出ていますが、我々の一番身近な家庭系ごみ排出量は530gと出ています。目標達成には、令和2年度比で207g削減しなければならないとありますが、これをどのように達成しようとしているのか説明してください。
事務局	今回、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値を530gに設定しました。目標値については、42ページ【第5章 施策】以降に記載した施策を展開することにより達成しようとするもので、その考え方は現行計画と同じです。減少率も現行計画と同様ですが、基準年度（令和2年度）におけるごみ量の実績値が現行計画よりも多かったため、その分だけ現行計画における目標値よりも多くなっております。
高橋委員	羽生市との共同整備を進めていますが、羽生市の目標値は行田市と整合を図るのですか。
事務局	羽生市との目標管理についてでございますが、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は法定計画ですので、本市と羽生市がそれぞれ作成しております。ただし、施設整備の交付金を申請するために今年度策定する地域計画は、環境大臣に対し、本市と羽生市の連名で提出します。提出された内容について国が内容を点検し、基本方針の目標として目標年次（令和10年度）におけるごみ総排出量について、現状と比較して約12%以上の削減が掲げられているか、目標年次における再生利用率が27%以上となっているかなどをクリアしているかどうか確認しますので、目標の比率について両市で調整を行い、これらの水準を満たした目標設定を行います。

中村博行委員	回収されたプラスチック製容器包装について、最近では受入先がなく処理できずに山積みとなっているにもかかわらず、生産者側はそれを意に介さず物を作り続けています。なので、ごみになるものはできるだけ買わないという消費者教育が必要になってくると思います。それから、現行の計画と減量の割合はほぼ同じであるという説明がありましたが、現行の計画に縛られずにもっと分別を進めるべきだと思います。
議 長	ご意見ありがとうございます。他にございますか。 ・ 剪定枝の取扱いについて それでは次に、「剪定枝の取扱いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	「資料 行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定素案）」（剪定枝該当部分）により説明
議 長	ただいま説明がありましたが、去る 7 月 6 日には、加須市の剪定枝資源化施設を視察するなど、委員の皆様には見識を深めていただいたところでございます。それぞれのご意見等もお持ちであると存じます。 これまでの審議を整理いたしますと、剪定枝の取扱いにつきましては、課題が大きく 2 つあると思います。 1 つ目は、そもそも剪定枝を資源化すべきか、又は現状のまま焼却するのかという点、2 つ目は、資源化するのであれば、どのような手法で資源化するのか、という点です。 このため、まずはじめに、剪定枝を資源化すべきか、あるいは現状どおりとするのかについて、各委員のご意見を伺いたいと存じます。
中村博行委員	私は資源化自体には賛成ですが、事務局案の手法には反対の立場ですので、最初の議論については賛成します。

高橋委員	先ほどの事務局の説明ですと、集積所に出された剪定枝は燃やせるごみとして焼却処理し、家具などを破砕した木くずも資源化の対象外ということでしたが、資源化すべきか焼却すべきかを判断するに当たり、木質のごみ量全体に占める剪定枝の割合を教えてください。
事務局	木・竹・わら類の総量は焼却量全体の約１０％強となっています。このうち、リサイクルできる剪定枝の量は半分以下ということで、施設規模を日量４トンと試算しております。残りの量については、家庭から集積所に出される可燃ごみや、粗大ごみ処理場から出てくる可燃性処理残渣となります。 先だって報告させていただいた、人口規模がほぼ同じである真岡市の施設規模ともそれほど差はなく、処理量は適当であると認識しております。
高橋委員	真岡市では、計画処理量を年間およそ１千トンと見込んだところ、実際は年間およそ１千５００トンの処理量となっていると聞いたのですが、この予測で良いのですか。
事務局	検証の方法がありませんので、あくまで予測として数字を算出しております。真岡市では計画処理量を日量４．６トン、年間で約１千トンとしました。本市の計画では日量４トン、年間で約９００トンですので、ほぼ同規模の施設を予定しております。真岡市の施設は非常に好評で、計画量の１．５倍程度の搬入があり、年間１千５００トン程度の処理を行っていると伺っております。本市としては日量４トンで施設整備をする予定であり、施設整備基本計画の中で微調整を行いたいと考えております。
高橋委員	真岡市の施設は、園芸業者などが搬入した事業系ごみとしての剪定枝は受け入れないと聞いていますが、行田市ではどうする予

	定ですか。
事務局	園芸業者などが搬入する剪定枝は、新たな資源化施設では事業系一般廃棄物として受け入れ、資源化します。
高橋委員	事業系一般廃棄物も受け入れるのであれば処理量 9 0 0 トンよりも多くなるのではないですか。 それと、事業系一般廃棄物は今までどおり有料での搬入となるのですか。
事務局	小針クリーンセンターでは、事業系一般廃棄物も含む処理量のうち約 1 0 % が木・竹・わら類で、そのうちの半分よりも少ない量をリサイクルするということで、日量 4 トン、年間 9 0 0 トンを算出しています。 飲食店から出る生ごみや園芸業者から出る枝木など、業を営む上で排出される一般廃棄物を事業系一般廃棄物と言います。事業系一般廃棄物については、現在 1 0 k g あたり 1 5 0 円で処理しています。新施設においても、事業系一般廃棄物については有料で処理します。新施設における手数料の単価は決めていないので試算はできませんが、同様の金額は手数料として入ってくるものと考えております。
高橋委員	そういうことであれば、資源化すべきか現状どおりとすべきかという議論については、資源化できるのであれば焼却より良いと思います。ただ、そうなると費用面の議論となるので、それは次に述べます。
中村洋子委員	一般家庭から直接搬入された剪定枝だけでなく、事業系一般廃棄物としての剪定枝も資源化できるという話でしたので、資源化することに賛成です。

議 長	誤解のないように言いますと、産業廃棄物は持ち込めません。建設業者から排出される木くずは産業廃棄物ですので、そういったものは処理の対象外ということです。 他にご意見等ございますか。 ないようですので、剪定枝については資源化する方向でよろしいでしょうか。 皆様領いておられるようですので、剪定枝は資源化するという事で進めてまいります。 続きまして2つ目のポイント、資源化する場合の手法についてご意見をいただきたいと存じます。 現在の計画素案では、方針として、市が剪定枝の資源化施設を整備して運営することとしておりますが、これ以外に資源化する手法として、「施設を整備しないで業者委託により処理する」ことが考えられます。この点について、どちらの手法が良いか、ご意見等を伺いたいと存じます。
高橋委員	これまで様々な施設を視察させていただきましたが、そうした中で私が抱えている疑問が3つあります。 まず1つ目、剪定枝資源化施設の運営主体について。公設民営方式で運営するとした場合、市で整備した資源化施設の運営をごみ焼却施設の運営事業者にとまとめて委託するのか、それとも別の事業者運営に委託するのか。 次に2つ目、羽生市がどう考えているか。行田市単独で整備するのか羽生市と共同整備をするのか。行田市単独で整備するとなると、高齢化が進む中で、ご自身で剪定していたものを業者に依頼するようになるのではないかと懸念しています。また、そうになると人口減少が進んでいく中で、施設利用が終わるまで行田市が維持管理費を100%負担しなければなりません。それから、どれだけの市民が利用するのか、受益者が一部に偏るのではないかと費用対効果の問題もあると思います。 最後に3つ目、市で整備した場合に建設費や維持管理費がかか

事務局	るということ。市で推計した費用よりも高額になるのではないかと というのが私の意見です。以前市の説明で、資源化施設の建設費 は２億５千５００万円ということでしたが、東埼玉資源環境組合 の施設では約２億８千４００万円、焼却施設の跡地を使った真岡 市の施設は５億５千６２０万円ですので、行田市では倍くらいは かかるのではないかと考えています。そうすると、焼却施設の施 設規模圧縮による費用削減分４億１千８００万円から資源化施 設の整備費２億５千５００万円を引いた残りの約１億６千３０ ０万円が施設整備費全体の圧縮額であると事務局が以前説明し ていましたが、これがなくなってしまうのではないかと考えてい ます。 それから運営費についても、事務局の説明では年間３千６００ 万円ということでしたが、東埼玉資源環境組合の施設を視察した 際、３千４４０万円という説明を私は受けました。私はこの金額 には人件費が入っていないと思っているので、もしそうだとした ら桁が違ってくるのではないかと考えます。真岡市の施設を運営 しているような業者が行田市の近くにあれば良いですが、そうで なければ、施設は整備せず、処理を民間業者に委託する方が良く と思います。その場合、事業系一般廃棄物だけでなく一般市民か らの搬入も有料にしてもらえれば、市が業者へ支払う処理手数料 を上回りますので、差額分が市に収入として入ることになりま す。 順次お答えいたします。 まず１つ目、施設の整備主体ですが、先日開催された第１回 行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会 の中で、本市と羽生市で一部事務組合を設立する旨の合意があり ましたので、両市で新たに設立する一部事務組合です。 次に２つ目、資源化施設整備は羽生市と共同整備するのかにつ いてですが、先日の協議会では、本市の提案に対し羽生市は持ち 帰って議論するということでしたので、羽生市が整備に参加しな
-----	--

	いということは決まっています。共同整備になる可能性は十分にあります。 最後に３つ目、建設費と維持管理費に関してですが、真岡市の施設は堆肥化単独の施設ですが、本市で計画している施設は焼却施設や粗大ごみ処理施設とセットです。台貫（ごみの重量を計測する装置）などが共用にできますので、その整備費用や運営費用を圧縮できると考えております。 仮に資源化施設を整備しなかった場合は、焼却施設の規模が大きくなり、トン当たり約１億円の整備費用が上積みされます。剪定枝は日量約４トンですから、整備しない場合は焼却施設が約４トン大きくなり、整備費が約４億円高くなります。また、運営費も増えます。ですから、資源化施設を整備しなかった分だけ経費がかからなくなるというわけではありません。
高橋委員	今の議論は資源化するか焼却するかではなく、資源化の手法についてのことなので、焼却施設の話はここに当てはまらないと思います。
中村博行委員	真岡市の資源化施設を視察し、説明を受けてきました。本計画が整合を図っている「行田市ごみ処理基本構想」の５９ページを見ると、剪定枝資源化施設の整備費は東埼玉資源環境組合を参考にしていますが、人口規模も違いますし、このままでは賛成しかねます。 真岡市の資源化施設では、ＹＭ菌[®]を使った堆肥化をしています。この菌は通常の菌と違い１００℃近い高温でも死滅せず、ふかふかサラサラの良質な堆肥ができます。また、高温で堆肥化するので剪定枝だけでなく、他の施設で堆肥化に失敗した草であっても堆肥化できます。 ただ、この菌は特許を取得しており、他の業者には運営を委託しないということです。

事務局	先月視察した民間業者との大きな違いは、菌と水と空気しか使わないリサイクルという点で、堆肥化というのは効率性の高い手法であると考えております。 先月視察してきた民間業者の施設では、剪定枝をバイオマス発電の燃料として使いますので、発電には使えますがC O 2が発生します。 本市では、堆肥化を行い土に還元できるという点に着目し、施設整備を計画しています。
今井委員	皆さんから出される可燃ごみの処理施設の維持管理を担っている立場から意見を述べさせていただきます。 社会は脱炭素の流れで動いていますので、何かと焼却は悪であると捉えられがちです。ただ、鳥インフルエンザが発生した時もそうでしたが、災害発生時や感染症の流行時には、我々が装着しているマスクなど、すぐに焼却しなければならないようなごみも出てきますので、焼却が持つ社会的な意義というものを今一度考えていただきたいと思います。 ですので、行田市で計画している当面の間におけるプラスチック類の焼却は賛成です。 また、ごみの処理量は施設の稼働開始時が最大となり、その後は人口減に伴って減少していきます。そうした中で、20年間の運営を事業者をお願いすることとした場合、魅力的な施設構成であった方が業者にとってもいろいろな選択肢を設けられると思いますので、行田市で資源化施設を整備することについても賛成です。
河辺委員	堆肥化は結構だと思いますが、これから農業者の高齢化で田畑にまくのが難しくなってくると思います。堆肥を施設から農家の庭先まで運搬することは考えていますか。
事務局	運搬での配布は考えておりませんが、施設側で袋詰めをしたり

石郷岡委員	軽トラックの荷台への積込みを行ったりするなど、運びやすくする工夫はできると思います。また、市の公共事業にも堆肥を利用できると考えています。 資源化については賛成ですが、費用については自分では判断しかねます。 ただ、いただいた資料に掲載されていたＹＭ菌[®]について調べたところ、発酵温度が１００℃近くと通常より高温で、質の良い堆肥ができるということなので、それを利用してこれからの世代に良い環境を残す施設であれば賛成いたします。
小巻委員	資源化の手法については、行田市の基本方針に４Ｒがあり、再使用や再生利用ということがありますので、そのシンボリックな意味合いとして施設を造っていただいて、堆肥化やチップ化することで施設整備交付金のハードルである資源化率２７％をクリアしながら市民とともに歩んでいければ良いと思います。ごみ処理は行政だけの責務だけでなく、日々ごみを排出する市民にも責務があると思います。集積所へ出したら終わりということではなく、ごみの減量や、出したものがどのようなことになるのかということに関心を持ってもらう切り口として、施設整備を進めてもらいたいと思います。
中村洋子委員	経済を優先してきた結果、地球温暖化を招いてしまったことを思うと、今私たちが考えるべきことは、次世代に何を残すか、いかに次世代が暮らしやすい環境を残すかだと思います。経済的には資源化施設に資金がかかるかもしれませんが、それを継続して運営することは環境に良いことだと思います。 また、受益者が一部に偏るという話もありましたが、それは違うと思います。地球は全てつながっていますので、都市の生活は周辺の緑が支えているのだということを忘れないでほしいと思います。

小林委員	それから、高齢になると業者に委託するようになるかという と、必ずしもそうとは言えないと思います。定年になって時間が できれば、ご自身で耕作する方が多くなると思います。先ほど河 辺委員がおっしゃったように、農業者の高齢化によりご自身で運 べなくなるということは考えられますので、それは今後考えるべ き課題だと思います。 私も資源化には賛成ですが、堆肥やチップに今後２０年間、今 と同じような需要があるかは心配です。それらが不要物とならな いよう、長期的な需要についての明確な根拠を示してほしいで す。 また、新施設稼働後の収集日程はどうなるのか、直接搬入の場 合における剪定枝の出し方の細かなルールがどうなるのかとい ったことがわかればありがたいと思います。 それから、近隣市には家屋解体業者などがたくさんあると思う ので、市内にも産業廃棄物をリサイクルする施設ができるとな お良いと思います。
木村委員	私も資源化に賛成です。私が現役で働いている時、勤務先の敷 地内に堆肥化施設があり、敷地内で発生した刈り草や枝木を外に 持ち出さずすべて堆肥化して１年に１度、１週間開放して地域 の方に無料で堆肥を配布していました。事務局が言っていたよう に希望者の軽トラックなどへ積み込みをしていましたが、１年間 分の堆肥が１週間でなくなるといったことが何年も続きました。 東日本大震災による福島第一原子力発電所事故があり、放射性物 質の放出があったことでこの取組みはやめてしまいましたが、と ても好評でした。ですので、農家の方にうまく広報すればかなり の需要が見込めると思います。 また、ごみ焼却施設と剪定枝資源化施設を一体で整備するとい うことなので、発注の際に優れた事業提案を行った事業者 に施設整備してもらい、２０年間上手に運営していただくという 手法を

高橋委員 議 長	事務局も考えていると思います。Y M菌[®]は外に持ち出せないという話でしたが、これを使うのであれば、使うことのできる事業者に共同体として施設整備と併せて発注することで全体の費用を圧縮できると思うので、事務局にはいろいろ考えて進めてほしいと思います。 市で資源化施設を整備せずに業者委託して剪定枝を処理する場合、燃やすことにはなりますが、あくまでバイオマスエネルギーですので、化石燃料を使うわけではありません。燃やす原料が違ってくるといことです。 また、これから人口減少で市の財政が厳しくなる中で、毎年固定した支出があるというのは良くないと思います。 ごみ問題というのは正解のない問題で、よくマスコミで「これが切り札だ」と取り上げられることがあります。研究者の立場から科学的に見た時、何が正解かというのはありません。理想と現実の狭間で、将来的により現実性のあるものを選択するしかないということです。もちろん理想はカーボンフリーですが、そのアプローチに正解はありません。皆さんそれぞれのご意見がありましたが、それぞれにメリットデメリットがあり、ある側面から見るとメリットが大きくても、反対側の側面から見るとデメリットが大きくなったりします。そうした中で、行田市として現実的な落とし所を模索し、専門家に意見を求めながら素案をまとめたものと認識しています。 皆さんのご意見からは、基本的には計画素案どおり、市が資源化施設を整備し、運営についても市がイニシアチブを取っていく方法が良いというように感じ取ることができました。これで異存がないということであればそれでまとめますし、そうではないということであれば多数決を取ることとしますが、できればそれは避けたいと思っています。いかがでしょうか。
------------------------	---

高橋委員	多数決というのは審議会になじまないと思います。意見がまとまらなければ、意見を並列すべきだと思います。あくまで市長から答申を求められているわけですから、意見はまとまらなかったけれど、こういう意見がありましたと記載すべきです。
議 長	承知しました。審議会に多数決はなじまないのご意見ですので、多数決での決着は避けさせていただきます。 ただ、皆さんの意見をひと通りいただいたところ、方向性としては市からの提案どおり進めるということに対し、基本的に異存はないと感ずることができました。一方で、問題も残されているという高橋委員の意見も理解できますので、その部分は付帯意見として記載させていただくということによろしいでしょうか。
中村博行委員	私は総論賛成、各論反対ですので、このままでは賛成しかねますが、Y M菌[®]については良いところに目をつけたと思います。
議 長	それでは、剪定枝を資源化する手法については、市が施設を整備して運営していくことといたします。これを踏まえ、計画素案について必要な修正などを加え、次回の審議会において確認できるよう事務局にて整理してください。 これをもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 委員の皆様には議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。ここで、議長の職を解かせていただきます。進行を司会に戻します。
司 会	それでは、事務局より事務連絡がございます。
事務局	次回日程（９月３０日木曜日 午後２時から 行田市教育文化センターみらい第１学習室にて開催）を連絡

司 会	４．閉会 委員の皆様におかれましては、慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。 本日はこれもちまして閉会といたします。
------------	---